わ

せ

八街市人事行政運営等の状況

八街市の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況および職員の給与・定員管理の状況などを市民の皆さんにご理解いただくため次のとおり公表します。

なお、詳細な内容は市ホームページでも公表する予定です。

広報やちまた

間総務課 ☎443-1113

1. 職員の任免および職員数に関する状況について

○採用・退職者数(平成27年度)

採用者数	退職者数
13人	22人

○部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)(注)職員数は一般職に属する職員数です。

	職貞	員数	対前年	ナ *
	平成28年	平成27年	増減数	主な増減理由
一般行政部門	393人	392人	1人	人員配置の見直しによる増
教 育 部 門	94人	100人	△6人	人員配置の見直しによる減
公営企業等	49人	49人	0人	
合 計	536人	541人	△5人	

○一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

	区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標	準的な職務内容	主事補	主 事	主任主事	主査補	主 査	副主幹	課長	部 長
	職員数	17人	37人	32人	101人	64人	49人	28人	8人
	構 成 比	5.1%	11.0%	9.5%	30.1%	19.0%	14.6%	8.3%	2.4%
参	1年前の構成比	6.9%	9.6%	12.9%	30.8%	17.1%	12.0%	8.4%	2.4%
考	5年前の構成比	6.1%	5.0%	36.2%	19.5%	9.3%	13.4%	7.9%	2.6%

- (注) 1. 一般行政職とは、全職員のうち、税務、福祉、企業職など以外の業務に従事している職員のことを指します。
 - 2. 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度合いに基づき1級から8級に分類されています。
 - 3. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 - 4. 構成比は、端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

2. 職員の給与の状況について

○人件費の状況

人件費とは、一般職に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費などを含む経費の合計をいいます。

平成27年度普通会計決算における人件費の状況は次のとおりです。

住民基本台帳人口(H28.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成26年度の人件費率
72,406人	19,382,612千円	972,681千円	3,679,840千円	19.0%	18.6%

○職員給与費の状況(普通会計予算)

平成28年度普通会計当初予算における給与費の状況は次のとおりです。

16年 昌 米佐 (A)		給	一人当たり給与費(B/A)		
職員数(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	八ヨたり和子負 (B/ A)
516人	1,944,056千円	225,253千円	738,782千円	2,908,091千円	5,636千円

(注)職員数は、普通会計における平成28年4月1日現在の一般職の職員の総数であり、職員手当とは、扶養手当、 住居手当、通勤手当などの各種手当(退職手当を除く)をいいます。

○ラスパイレス指数の状況

	八街市	全国市平均
平成27年	96.2	98.7
平成22年	98.4	98.8

- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 - 2. 全国市平均とは、政令指定都市を除く全国の市の平均です。

○職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

_ 1LW3 C - 3	TAR TENTON TO THE TOTAL TO THE TENTON TO THE	1	3 · H2011/
区分	_	般 行 政 職	
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
八街市	335,109円	358,784円	44.2歳
宝	331.816円	410.984円	43.6歳

- (注) 1. 平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

○職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

卒業後すぐに採用された場合の初任給と、その後引き続き2年間勤務したときの給料月額は次のとおりです。

一般行政職	八名		玉		
	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後	
大学卒	176,700円	190.200円	総合職181,200円	総合職204,300円	
	170,700	190,200	一般職176,700円	一般職190,200円	
高校卒	149,000円	160,200円	144,600円	154,300円	

○職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,800円	300,400円	350,164円
	高校卒	該当なし	該当なし	304,400円

(注)経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され、引き続いて勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前 に職歴などのある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

1

5

5人

問

問

(V)

○職員手当の状況(平成28年4月1日現在)

職員には、給料および職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の概要は次のとおりです。

区 分		八	街	市		国の制度との異同	支給実績 (平成27年度) 決算
扶養手当	○配偶者 ○配偶者以 1人 16歳から	外の扶養親		人 5	,000円加算	同じ	41,579千円
住居手当	○借家の場合 (家賃が12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給					同じ	14,640千円
通勤手当	○乗用車な	ど55,000円 どを使用す	を上限(に支給	1,600円を支給	同じ	32,448千円
期末手当勤勉手当	12月期 計 職制上の段	1.375 (1.175 2.60 (2.20) 階、職務の	当 月分 月分 月分 月分 級等に	第 0.750 0.850 1.60 よる加	加950 月分 (0.950) 月分 (1.050) 月分 (2.00) 月分	同じ	期末 442,785千円 勤勉 259,348千円
退職手当 (注2)	支給率		20.445 29.145 41.325 49.59 定年前	5月分 5月分 月分 1早期退	49.59月分 强職特例措置 %加算)	- 同じ	_

	支給対象地域	八街市全域
	支給率	0%
ルムエル	支給対象職員数	0人
地域手当	国の制度 (支給率)	3 %
(注1)	地域手当1人当たり	
	平均支給年額	0円
	(平成27年度決算)	

広報やちまた

(注1) 地域手当については、平成27年4月 1日から平成28年3月31日の間、特例条例に より支給していません。

(注2) 退職手当の1人当たり平均支給額は、 前年度に退職した全職種に係る職員に支給さ れた平均額です。



時間外勤務	亚战97年度浊管	支給総額	44,402千円	亚比96年由油管	支給総額	80,571千円
手 当	平成27年度決算	職員1人当たり支給年額	85千円	平成26年度決算	職員1人当たり支給年額	151千円

○特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

- 1	<u> </u>	分	給料等月額
給	市	長	830,000円
料	副日	方長	690,000円
-1:17	議	長	445,000円
報	副調	義長	400,000円
mm	委員	長	365,000円
酬	議	員	355,000円

区 分		平成27年度支給割合	
	市長	6月期	1.85月分
期末手当		12月期	2.00月分
	副市長	計	3.85月分

区	区 分		半成27年度支給割合	
			6月期	1.85月分
期末手当	議	員	12月期	2.00月分
			計	3.85月分

※特別職の給料については、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間、左記給料月額 より市長41,500円、副市長13,800円を減額しています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

○勤務時間および休憩時間の状況

勤務時間などの状況は次のとおりです。

ただし、保育園や中央公民館などの勤務場所では、これと異な る勤務形態の場合があります。

1週間の	勤務時間の割り振り				
勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間		
38時間45分	午前 8 時30分	午後5時15分	正午~1時		

○年次休暇の状況 (平成27年度)

○育児休業・育児短時間勤務 および部分休業の取得状況 (平成27年度)

平均取得日数	消化率	区 分	新規取得者数
11.2日	29.0%	育児休業	15人
		育児短時間勤務	1人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況について (平成27年度)

○職員の分限処分の状況

心身の故障のため、職務の遂行に支障がある職員などに対 しては、公務能率の維持などのために、職員の意に反して降 任、免職または休職の処分を行うことができます。

平成27年度には、13人の職員が心身の故障などにより休職 処分を受けています。

○職員の懲戒処分の状況

職務上の義務に違反した職員などについては、公務におけ る規律と秩序を維持するために、戒告、減給などの処分を行 うことができます。

平成27年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5. 職員の服務の状況について(平成27年度)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために 勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げて専念 しなければならないこととされています。

この服務の基本原則を忠実に実行するため、さまざまな機 会において職員の綱紀の粛正や服務規律の確保の周知徹底を 行っています。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況について (平成27年度)

職員の資質向上を目的に、庁内において情報セキュリティ 研修、協働のまちづくり職員研修会、人事評価制度研修など

を実施したほか、各種研修機関などを利用して階層別研 修や専門研修を実施しています。

部分休業

また、職員の勤務について、必要に応じて能力や実績 などに関しての勤務成績の評定を行い、その評定の結果 に基づき、昇給や昇任などを行っています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況について (平成27年度)

○職員の福祉および福利厚生の状況

職員の健康管理状態を把握し、疾病などの早期発見を 行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診を実施し ています。

職員の福利厚生事業については、市に代わり、八街市 職員組合が実施しました。(職員組合への補助金は凍結中 です。)

また、出産費助成、育児・介護休暇助成などの給付事 業については、県内市町村とその職員が共同で福利厚生 事業を運営しています。

(千葉県市町村職員互助会負担金 731,314円)

○職員の利益の保護の状況

平成27年度に千葉県市町村公平委員会に対する勤務条 件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立 てはありませんでした。